

---

令和4年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第22日)

令和4年3月17日(木曜日)

---

議事日程(第6号)

令和4年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 令和4年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 令和3年度対馬市一般会計補正予算(第14号)
- 日程第3 議案第8号 令和4年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第4 議案第9号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第10号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第11号 令和4年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第12号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第8 議案第13号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第14号 令和4年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第21号 対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第31号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第32号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第33号 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第34号 損害賠償の額の決定について
- 日程第16 議案第35号 令和3年度対馬市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第36号 令和4年度対馬市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 同意第7号 対馬市教育長の任命について
- 日程第19 同意第8号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第20 発議第1号 ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議
- 日程第21 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発議第2号 敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書
-

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 令和4年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第3 議案第8号 令和4年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第4 議案第9号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第10号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第11号 令和4年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第12号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第8 議案第13号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第14号 令和4年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第21号 対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第31号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第32号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第33号 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第34号 損害賠償の額の決定について
- 日程第16 議案第35号 令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第36号 令和4年度対馬市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 同意第7号 対馬市教育長の任命について
- 日程第19 同意第8号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第20 発議第1号 ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議
- 日程第21 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発議第2号 敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書

---

## 出席議員（19名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 糸瀬 雅之君 | 2番 陶山莊太郎君 |
| 3番 神宮 保夫君 | 4番 島居 真吾君 |
| 5番 坂本 充弘君 | 6番 伊原 徹君  |
| 7番 入江 有紀君 | 8番 船越 洋一君 |

|            |            |
|------------|------------|
| 9番 脇本 啓喜君  | 10番 春田 新一君 |
| 11番 小島 徳重君 | 12番 小田 昭人君 |
| 13番 波田 政和君 | 14番 小宮 教義君 |
| 15番 上野洋次郎君 | 16番 大浦 孝司君 |
| 17番 作元 義文君 | 18番 黒田 昭雄君 |
| 19番 初村 久藏君 |            |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

|      |        |    |        |
|------|--------|----|--------|
| 局長   | 國分 幸和君 | 次長 | 平間 博文君 |
| 課長補佐 | 柚谷 智之君 | 係長 | 犬束 興樹君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 市長                  | 比田勝尚喜君 |
| 副市長                 | 俵 輝孝君  |
| 教育長                 | 永留 和博君 |
| 総務部長                | 木寺 裕也君 |
| 総務課長（選挙管理委員会事務局書記長） | 桐谷 和孝君 |
| しまづくり推進部長           | 伊賀 敏治君 |
| 観光交流商工部長            | 村井 英哉君 |
| 市民生活部長              | 二宮 照幸君 |
| 福祉保険部次長兼福祉課長        | 田中 光幸君 |
| 健康づくり推進部長           | 松井 恵夫君 |
| 農林水産部長              | 黒岩 慶有君 |
| 建設部長                | 佐々木雅仁君 |
| 水道局長                | 立花 大功君 |
| 教育部長                | 八島 誠治君 |
| 中対馬振興部長             | 波田 安徳君 |
| 上対馬振興部長             | 森山 忠昭君 |

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 美津島行政サービスセンター所長 | 瀧川 昌浩君 |
| 峰行政サービスセンター所長   | 藤原 宜宏君 |
| 上県行政サービスセンター所長  | 原田 勝彦君 |
| 消防長             | 主藤 庄司君 |
| 会計管理者           | 阿比留 裕君 |
| 監査委員事務局長        | 内山 歩君  |
| 農業委員会事務局長       | 主藤 公康君 |

---

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。福祉保険部長、乙成一也君から欠席の申し出があっております。代理で福祉保険部次長、田中光幸君が出席をしております。

これから、議事日程第6号により、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 議案第7号

○議長（初村 久藏君） 日程第1、議案第7号、令和4年度対馬市一般会計予算を議題とします。

本件は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員会の審査報告を求めます。予算審査特別委員長、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 令和4年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました議案第7号、令和4年度対馬市一般会計予算について、審査の経過と結果を同規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

本委員会は、令和4年2月28日から3月3日までの4日間、対馬市議会議場において担当部長等、関係職員の出席を求め、細部にわたり説明を受け審査を行いました。また、3月3日の最終日には、市長の出席を求め総括質疑を行いました。

以下、審査の概要について報告いたします。

令和4年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、令和3年度予算と比較いたしまして1.5%増の312億5,200万円となっています。

歳入予算については、市税は、対前年度比プラス4.3%となっております。これは、令和3年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響等による市税の減収を見込んでいたことによるもので、令和4年度につきましては現状での見込みとされています。

地方交付税は、令和4年度分の配分・算定方法が未確定であることを考慮して、対前年度比プラス2.2%で計上されています。

その他の主な歳入として、財政調整基金、減債基金、合併振興基金などから約24億9,000万円を繰り入れるほか、財源補填がある辺地対策事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債など約35億5,000万円の市債が計上されています。

歳出予算につきまして、人件費は、職員数の減や選挙事務に係るもの減等により、対前年度比マイナス2.9%、約46億4,000万円が計上されています。

物件費は、対馬博物館のオープン、塵芥処理施設保守費用、市税に係る電算システム導入、更新費用の増等により、対前年度比プラス4.6%、60億3,000万円が計上されています。

維持補修費では、市民の要望に対し、機動的に対応できるよう、市道、農林道、河川などの補修工事費等、約1億9,000万円が計上されています。

扶助費は、生活保護費、障害者自立支援事業費、児童措置費等で約35億3,000万円計上。公債費では、元利償還金合計で約48億1,000万円が計上されています。

普通建設事業費では、市道及び漁港・漁場整備のほか、認定こども園建設、厳原港国際ターミナル建設等、約50億3,000万円が計上されています。

また、主な新規・継続事業としまして、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、少子高齢化、人口減少など、今後の社会情勢変化に対応した持続可能な行政運営を確保していくため、ＩＣＴ及びデジタル技術を最大限に活用し、業務の効率化、市民サービスのさらなる向上を目指すＤＸ推進事業、世界的な取組であるＳＤＧｓや脱炭素社会へ向けた洋上風力発電事業、離島航空路線確保事業、燃油高騰対策事業、輸送コスト助成事業など、第2次対馬市総合計画に掲げる将来像への「4つの挑戦～対馬づくり～」に基づく各種事業が計上されています。

審査の過程におきまして委員から、「計画性に欠けていると思われる事業、説明資料が不足していると思われる事業が見受けられる。各種事業の予算計上に当たっては、十分な資料の収集、分析を行い、確立した事業計画を基に、市民及び議会が納得できるような事業の策定をしてほしい」との意見もありました。

最後に、市長部局におかれましては、各事業の執行に当たっては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分に考慮され、対馬市民の安心・安全な生活、市民サービス向上と、コロナ禍で疲弊した対馬経済の再生・発展に向けて、迅速かつ全力で取り組まれることを強く要望いたします。

以上、本委員会に付託されました議案第7号、令和4年度対馬市一般会計予算については、審査の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。議案第7号、令和4年度対馬市一般会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。予算審査特別委員会は、本日をもって終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。予算審査特別委員会は、本日をもって終結することに決定しました。

---

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第8号

日程第4. 議案第9号

日程第5. 議案第10号

日程第6. 議案第11号

日程第7. 議案第12号

日程第8. 議案第13号

日程第9. 議案第14号

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第21号

○議長（初村 久藏君） 日程第2、議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）から日程第11、議案第21号、対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例までの10件を一括議題とします。

議案第1号は各常任委員会に分割付託、議案第12号は総務文教常任委員会に、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第19号の5件は厚生常任委員会に、議案第

13号、議案第14号及び議案第21号の3件は産業建設常任委員会にそれぞれ付託しておりましたので、各常任委員会の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第1号及び議案第12号の2件であります。

議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）のうち本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、国庫補助金の減に伴う文化財保存整備事業補助金の減額で、18款寄附金で、一般寄附金の計上及び比田勝小学校図書購入用としての指定寄付金の追加、19款繰入金で、普通交付税の追加及び歳出予算の不用減等に伴う財源調整による財政調整基金繰入金の減額、充当事業の追加に伴う、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金の追加、22款市債で、航路運賃割引事業債及び離島航空路線確保事業債の減額が主なものであります。

歳出は、1款議会費で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による会議等の中止に伴う費用弁償及び普通旅費の減額、2款総務費で、庁舎建設整備に係る基金積立金の計上、臨時財政対策債の償還に係る財源措置に伴う減債基金積立金の追加、国の委託金の減額に伴う浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託料の減額、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるSDGsスタディツアーア企画実施等の中止に伴う業務委託料の減額、利用者の減少による有人国境離島運賃低廉化事業負担金及び航路運賃割引事業補助金の減額、乗合バス事業に係る仁位・三根線の増設等に伴う地方バス路線維持費補助金の追加、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったおっどん祭り開催補助金の減額、9款消防費で、消防署庁舎の照明及び空調の電気設備改修に伴う工事請負費の計上、10款教育費で、歳入での指定寄付金の追加に伴う比田勝小学校の図書購入費の追加、光熱水費の増額に伴う対馬市交流センター管理組合負担金の追加が今回の補正の主な内容であります。

なお、庁舎建設計画に係る検討委員会等での内容や計画については、今後、経緯や予定を説明いただきたい旨の意見がありました。

次に、議案第12号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4,214万6,000円であります。

歳入は、1款事業収入で、旅客運賃・貨物運賃の計上、2款国庫支出金及び3款県支出金で、赤字航路事業補助金の計上、4款繰入金で、一般会計からの繰入金の計上が主なものであります。

歳出は、1款総務費で、職員及び船員の手当費、日本旅客船協会など各協会負担金の計上、2款施設費で、渡海船の運航に係る燃料費及び修繕料、渡海船利用者の陸上交通運行に係る委託料の計上、3款公債費で、長板浦待合所建設及び渡海船建造に係る交通事業債の償還金元金の計

上が今回の予算の主な内容であります。

なお、燃料費に係るA重油単価については、世界的な原油価格の高騰により、ガソリンをはじめ軽油や重油の価格も高止まりが続いていることから、今後、国の緩和対策等を見定めながら必要な予算措置を講じて、適切で安全な事業の遂行をお願いするものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第1号及び議案第12号の2件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 厚生常任委員長、小田昭人君。

○議員（12番 小田 昭人君） それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第8号から議案第11号まで及び議案第19号の6件であります。

議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）のうち本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金の追加、特別障害者手当給付費負担金、児童扶養手当負担金、被用者児童手当負担金、非被用者児童手当負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減額、16款県支出金で、低所得者対策事業費補助金の増額、保険基盤安定負担金の確定による減額、19款繰入金で、子ども夢づくり基金繰入金の減額、22款市債で、認定こども園建設事業債の減額が主なものであります。

歳出は、2款総務費で、個人番号カード転入手続ワンストップ化対応改修委託料の増額、3款民生費で、障害福祉サービス費、国費精算返還金、介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業費補助金の増額、特別障害者手当等給付費、保育所及びへき地保育所運営費の会計年度任用職員報酬、巖原南保育園委託費、非被用者児童手当、児童扶養手当、被用者3歳以上中学校終了前児童手当、助産母子生活支援施設入所事業費、後期高齢者医療広域連合負担金、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額、4款衛生費で、ワクチン接種事業用消耗品の増額、塵芥処理施設の燃料費及び運転維持管理費、し尿処理施設の運転管理委託料、診療所特別会計繰出金、新型コロナワクチン接種委託料の減額が主なものであります。

議案第8号、令和4年度対馬市診療所特別会計予算について、歳入歳出予算総額は、それぞれ4億4,985万6,000円であります。

歳出の1款総務費では、職員及び会計年度任用職員、医師の人事費、診療所における生化学検査手数料、対馬病院及び上対馬病院から出張診療所への医師派遣等委託料並びに公設民営診療所への運営費等補助金の計上が主なものであり、2款医業費では、医業用器具使用料、衛生用消耗

品等医業用消耗器材費及び医薬品等医業用衛生材料費が主なものとして計上されております。

議案第9号、令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、それぞれ44億7,410万6,000円であります。

歳出の1款総務費では、被保険者証郵送料等通信運搬費、電算管理システム運用手数料、長崎県国民健康保険団体連合会負担金、会計年度任用職員の人事費、医療費通知郵送料等通信運搬費、納税組合事務取扱費交付金、国民健康保険税過年度還付金及び還付加算金、国民健康保険税納税通知書郵送料の計上が主なものであります。2款保険給付費では、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費が主なものであります。3款国民健康保険事業費納付金では、一般被保険者及び後期高齢者医療給付費県納付金、介護納付金分県納付金が主なものであります。5款保健事業費では、会計年度任用職員の人事費、特定健康診査委託料、特定保健指導に要する経費、人間ドック補助金が主なものとして計上されております。

議案第10号、令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億3,667万1,000円であります。

歳出の1款総務費では、後期高齢者医療広域連合事務費負担金や被保険者証郵送料等の通信運搬費の計上が主なものであります。2款後期高齢者医療広域連合納付金では、低所得者の保険料軽減分を公費において補填する保険基盤安定負担金及び保険料納付金が主なものとして計上されております。

議案第11号、令和4年度対馬市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、それぞれ39億9,713万4,000円であります。

歳出の1款総務費では、職員の人事費、保険料納付書郵送料等通信運搬費、介護認定審査会委員報酬、事前自宅審査謝礼、医師意見書作成手数料、認定調査等に従事する会計年度任用職員の人事費、認定調査委託料の計上が主なものであります。2款保険給付費では、居宅介護サービス通所介護、施設入所利用等の増を見込んで、居宅介護サービス、特例介護サービス、居宅介護予防サービス、高額介護サービス、高額介護予防サービス、高額医療合算介護サービス、高額医療合算介護予防サービス、特定入所者介護サービス、特定入所者介護予防サービス費負担金の計上が主なものであります。8款地域支援事業費では、要支援者の訪問型サービスと通所型サービス等の保険給付費に係る介護予防・生活支援サービス事業負担金の計上、地域が主体となって行う助け合い活動や支え合いの仕組みづくりの支援に伴う生活支援コーディネーターの配置等に係る委託料が主なものとして計上されております。

議案第19号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、みなし支援員は、都道府県知事等が行う研修を終了することにより放課後児童支援員となります。充実した事業運営を図るためにも、放課後児童支援員の育成は大

切な取組と考えていることから、現在は、その研修を受ける受講期間を令和4年3月31日までとしていますが、新型コロナウイルス感染症拡大により受講が困難な状況であることから、受講を希望する方々の受講機会を確保するために、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、3年間延長しようとするものであります。

なお、附則で、「この条例は令和4年4月1日から施行する」としております。

令和4年度の継続事業で、交通弱者等を対象にした買物支援をする「通いの場移動販売実証事業」や独居老人等、高齢者の通いの場となる認知症を予防するための「認知症カフェ設置等助成事業」については、高齢者等が生活しやすい地域づくりに密着した事業であり、委員会としても今後の事業展開を期待するものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第1号、議案第8号から議案第11号まで及び議案第19号の6件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） 続きまして、産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第13号、議案第14号及び議案第21号の4件であります。

議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）のうち、本委員会に係る歳入は、14款使用料及び手数料で、比田勝港国際ターミナルの国際航路全便運休に伴う国際ターミナル使用料の皆減、15款国庫支出金で、橋りょう及びトンネル長寿命化事業等国の追加補正による社会資本整備総合交付金の追加、次世代を担う漁業後継者育成事業及び漁業後継者育成事業の実績見込みによる地方創生推進交付金の減額、16款県支出金で、漁業等近代化対策事業補助金ほか各種事業の実績見込みによる水産業費補助金の減額、22款市債で、水産業債、道路橋りょう債及び河川債の追加が主な補正であります。

次に、歳出は、6款農林水産業費で、農地中間管理事業の実績見込みによる農地集積・集約化対策事業費補助金の追加、座礁船撤去工事の実績見込みによる工事請負費及び産地水産業強化対策事業補助金等実績見込みによる負担金、補助金及び交付金の減額、7款商工費で、新型コロナウイルス経済対策における新型コロナ対策営業時間短縮協力金及び事業継続支援給付金の事業確定に伴う減額、8款土木費で、国の追加補正に伴うトンネル長寿命化工事、仁位貝駅線道路改良工事等道路改良工事及び橋りょう整備工事の追加、11款災害復旧費で、災害査定結果に伴う工事請負費の減額が主な補正であります。

次に、議案第13号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について、歳入は、下

水道使用料及び一般会計繰入金が主なものです。

歳出は、1款下水道事業で、下水道料金徴収業務委託料及び集落排水処理施設の維持管理に要する経費、2款公債費で、下水道事業債償還金の元金及び利子が主なものであります。

次に、議案第14号、令和4年度対馬市水道事業会計予算について、収益的収入は、給水収益、他会計負担金、長期前受金戻入及び資本費繰入収益が主なものであります。

収益的支出は、職員等の手数料、修繕費並びに電気料金等の水道施設維持管理費、水道料金納付書等の印刷製本費及び通信運搬費が主なものであります。

資本的収入は、企業債、簡易水道国庫補助金及び他会計負担金が主なものであります。

資本的支出は、各種ポンプ等の機械及び装置費、水道施設整備費、簡易水道整備工事費は、三根地区及び美津島町の中西部地区簡易水道基幹改良事業に要する経費、企業債償還金が主なものであります。

なお、令和4年度末の未償還残高は、30億9,787万8,000円となる見込みです。

次に、議案第21号、対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例について、対馬市ファミリーパークの来園者数の向上を目指し、人気のアクティビティ機器を導入するため、その使用料金の設定が必要なことから条例の一部を改正するものです。

新たに導入するアクティビティは、セグウェイ5台、セグウェイカート3台、キックスクーター3台の計11台導入で、セグウェイカートは、ゴーカートコースを利用し1台2周で300円、セグウェイ並びにキックスクーターは、園路を利用し1台20分までごとに300円であります。

この条例は、令和4年4月1日から施行予定であります。

以上、本委員会に付託されました議案第1号、議案第13号、議案第14号及び議案第21号の4件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） おはようございます。

2点、総務委員長に、お調べならお答えをお願いします。

まず、2款の総務費で、庁舎建設整備に係る基金の積立てが、市民皆さんに知らしめるために、今どのくらいあるのか、ここをひとつ教えていただきたいが1点。

もう一つ2点目として、検討委員会が設置されてあるのかどうか、もしされてあるかどうか分かれば、審査していればよろしくお願ひします。

○議長（初村 久藏君） 総務文教常任委員長、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） 波田議員の質問にお答えします。

まず、庁舎建設整備計画の基金積立です。今回2億です。そして、合わせて5億6,000円ですけど、6,000円は利息ということで、5億ということです。

それと、今、財産管理運用課長の説明では、内部検討会議を一応立ち上げておるということです。その中身は、令和元年度に厳原庁舎整備等に関わる内部検討会議を立ち上げ、令和元年度に2回、2年度は開催していないということです。そして、令和3年度には、今までに3回開催をしており、3月23日に4回目の会議を開催する予定であるということです。

それと、説明の中では、検討会議の中では、建て替えがいいのか、耐震工事及び長寿命化工事がいいのか、対馬市の将来の行政窓口の在り方、本庁舎集中方式がいいのか、分散方式がいいのか、それと候補地の検討、どの地域がいいのかというところまで議題として開催していますということです。

これは、この委員会で私のほうからちょっと質問をしたわけですが、最終的には——これは別の話ですけども——幾らぐらい積み立てたらいいのか、その問題と、候補地については早めの検討が必要じゃないかということを、私、委員長の立場で質問をしております。

そのことで、課長のほうでは、現在の庁舎の建て替えをしている箇所は、今、ほかのところを見ると60億から80億ぐらいかかると、そのことを考えて、その半分ぐらいまで積み立てをしたいという考えです。

それと、今、実施している検討会議は職員のみで行っていると、3月23日に行う内部検討会議の結果をたたき台にして、令和4年度は、市民及び有識者を含めた検討委員会等を設置して審議していただければと考えているということの説明を受けております。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） ありがとうございます。報告外の内容も説明していただき、ありがとうございます。

そのような面から、委員会が自分とこの領域を超えた話はできんと思いますが、せっかく調査といいますか、付託を受けるわけですから、できましたら今ぐらいの話をしていただいたら、皆さん納得をしていただけるのかなと思っております。委員長さん、大変でございましょうけども、よろしくお願ひしておきます。

今、報告の中で、これまで市長さんの話した出た内容と、若干バックしたかな、前進したかな

ちゅう話もあるような、ないような感じでございましたが、これから委員長を中心に、しっかりとたたき上げをつくっていただけるよう要望して終わっておきます。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君）質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君）質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君）議案第21号の対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例についてなんですが、これはいつも、前回の議会では、引き馬の件等で話をさせていただいたんですが、島内の在住の方と、島外から観光で来られる方との値段設定を変えるとか、そういうことについては審議はあったんでしょうか。

やはり、子育て支援ということも考えると、島内の子供さんたちは低価格で、それから、その補う分も考えると、島外から来られた方が利用される場合は少し高めの設定とか、そういうことは審議はあったんでしょうか。

以上です。お願いします。

○議長（初村 久藏君）産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君）脇本議員の質問にお答えいたします。

この条例は、議員も御存じのように、今、ゴーカートのみでございます。ゴーカートのみで、今度11台の機器を導入して条例を、その機器に対する条例を一部改正する条例ですが、そこまでは私たちも審査はしておりませんけど、この指定管理者がおられて、指定管理者のほうで機器も導入し、料金の設定もというようなことになろうかというふうに思っております。

それで指定管理料の中でやっていかれるということですので、そこまでは審査を私たちのほうはしていないというのが現状であります、やはり、今、議員おっしゃるように、そこら辺も大事かなというふうに思いますので、今後また、折あるときにそういう協議をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君）9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君）ただいまの指定管理を受けた、受託したところが購入ということですが、指定管理者が価格を決定したとしても、その分を、例えば今、比田勝博多航路も市独自

で、「きずな」と同じように低廉化になるようなこともやっております。

そういう形で、市が安くした分を補填していって、子育て世代が楽しんでいただけるようにすることも可能だと思われますので、そのあたり理事者等ともいろいろ策定することも考えていったらいかがかなというふうに思っております。答弁があれば、よろしくお願ひします。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（10番 春田 新一君） ありがとうございます。今、脇本議員が言いましたように、そこら辺も大事かなというふうに思っております。

今はコロナ禍の中で、子供たちが遊ぶ場を求めるところが多いかなというふうに思いますし、そこら辺も我々も理事者側とまた協議をしながら、そしてまた、管理者のほうとも協議をしながらやつていったらいいのかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議員（9番 脇本 啓喜君） ありがとうございます。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

まず、議案第1号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する各常任委員長の審査報告はいずれも可決であります。議案第1号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第14号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号から議案第14号までの7件は、令和4年度の特別会計予算であります。

まず、議案第8号から議案第11号までの4件について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

4件に対する委員長の審査報告はいずれも可決であります。

お諮りします。議案第8号、令和4年度対馬市診療所特別会計予算、議案第9号、令和4年度

対馬市国民健康保険特別会計予算、議案第10号、令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号、令和4年度対馬市介護保険特別会計予算の4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告可決であります。

お諮りします。議案第12号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号及び議案第14号の2件について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、これから採決します。

2件に対する委員長の審査報告はいずれも可決であります。

お諮りします。議案第13号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第14号、令和4年度対馬市水道事業会計予算の2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は、時間を追って連絡します。

午前10時54分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

-----

日程第12. 議案第31号

日程第13. 議案第32号

○議長（初村 久藏君） 日程第12、議案第31号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第13、議案第32号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第31号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

人事院が行う民間給与実態調査において、特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間事業所における8月から7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の支給月数を下回る結果となつたことから、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げ、また特別職及び再任用職員についても0.1月分引き下げる勧告が、令和3年8月10日に行われました。

これを受け、政府は勧告どおりの改正を行うことを基本姿勢としつつも、民間への影響などコロナ禍の異例な状況下での国政全般の観点、特に国による経済対策等、政府全体の取組との関連を考慮しつつ、検討を行った結果、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで、令和3年11月24日に閣議決定し、法律案についても令和4年2月1日に閣議決定しております。

本市においても、今回の人事院勧告及び閣議決定の内容に鑑み、一般職及び特別職等の給与について所要の改正を行うものであります。改正内容については、新旧対照表により御説明申し上

げます。

新旧対照表は2ページからになります。

第1条は、対馬市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第27条中、一般職の期末手当について、「100分の127.5」を「100分の120」に、再任用職員について、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるもので、令和4年6月以降に支給する期末手当の支給月数を一般職1.2月、再任用職員0.675月とするよう定めたものであります。

第2条は、任期付職員の令和4年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもので、6月、12月ともに支給月数を1.625月に改正するものであります。

第3条は議会議員、第4条は市長及び副市長、第5条は教育長について、それぞれ令和4年6月以降については、6月、12月ともに支給月数を1.625月に改正するものであります。

給与改定以外の改正としましては、地方公務員法第16条の一部が改正されたことに伴い、職員が成年被後見人等になったことをもって、当然に失職することがなくなったことから、第1条、職員の給与に関する条例、及び第6条、水道事業企業職員給与条例中、不用となる規定を削除しております。

また、第1条、職員の給与に関する条例中、別表第5の等級別基準職務表について、明確に補職を定めるため、所要の改正を併せて行っております。

附則で、今回の改正条例の施行日を公布の日とし、令和4年6月に支給する期末手当について、令和3年度の引下げに相当する額を、令和4年6月の期末手当から減額する特例措置の規定を設けております。

続きまして、議案第32号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

人事院が行った公務員人事管理に関する報告等により、令和4年4月1日から国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、非常勤職員の休業、介護休暇等の取得要件緩和等が行われることから、国家公務員の措置と均衡を図るため、本市においても同様の改正を行うものであります。

新旧対照表は9ページからになります。

改正内容といたしましては、第2条において、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止し、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置を定めるため、改正案の第25条及び第26条を新設するものであります。

また、あわせて字句の追加及び修正を行っております。

なお、施行期日は令和4年4月1日といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。これから、2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第31号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第33号

○議長（初村 久藏君） 日程第14、議案第33号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第33号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明

申し上げます。

新旧対照表は15ページを御覧ください。

市長及び副市長におきましては、先の職員の公金の私的流用に係る懲戒免職処分に関し、責任を重く受け止め、自ら自身の給与を減額するもので、これに伴う条例の改正でございます。

内容につきましては、附則に市長及び副市長の給料月額の特例を加えるものでございます。

附則第7項といたしまして、第3条の規定にかかわらず、令和4年4月1日から同年9月30日までの間における給料月額を、市長にあっては「100分の20」、副市長にあっては「100分の15」に相当する額を減じて得た額とするものであります。

なお、このたびの減給につきましては、市長及び副市長からの申出を尊重して提案するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この横領問題、金額が6,000万ですよ。これについては、もう日本全国、その日のうちにテレビ報道もされました。そして、特に携帯なんかでは開けたらこの問題です。いいことでPRできるならいいけども、こんな悪いことでPRしたんじゃあもう、どうしようもないですね。

それで、ちょっと4点だけお尋ねいたします。

まず、賠償金の、どうして返済するのかというのもまだ決まっていませんけれども、あいまいな状態ですが、まず1点目ですが、この問題が発生をしたということは、選んだ任命権者がいい人を選んでおればこういうことはないわけです。起きないわけです。この方を任命したのは誰なのか。副市長の俵さんなのか、それとも観光交流商工部の部長さんなのか、一体誰がこの人を任命したんですか。誰が任命したのか、まずはそれが1点です。

2点目ですけども、この問題となっておる対馬観光活性化協議会が大本になっておるわけです。ここに、県からのお金と市からのお金が約1億6,000万ぐらいこの口座に入っておったわけです。そして、その中から6,000万円引き出したということなんですが、本来ならこの大本の活性化協議会、ここが全ての責任を取らなければいけないと思います。

この活性化協議会の規約は、私どももいただきました。この規約の中に、この規約は14条からなるものですが、この第11条のところに事務局というのがございます。この3項に、この事務局員は対馬市観光交流商工課の職員を充てるというふうに明記してあるんです。

しかし、この協議会は、この職員の職務命令書も確認をしていないわけです。そして、この

12条に、財務に関する事項というのがございます。これは、お金を下ろしたりとかいろいろするところの決めをする分ですけども、この12条に、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し、必要な事項は会長が別に定めると。要するに、お金を預けるとか下ろすところの詳細については別に定めるんだというふうな規定です。それを定めていない。だから、こういうことが起きるんです。

この協議会は、一体どんな協議会なのかと思うんですが、この協議会の構成メンバーをお知らせ願いたいと思います。

それと3点目ですが、これからちょっと外れますけども、これに伴って行政処分をされておられます。お2人の方が行政処分をされているんですが、この行政処分、課長も部長も6か月間、給料の10%をカットするということなんですが。

○議長（初村 久藏君） 小宮議員、議案に対する質疑をお願いします。

○議員（14番 小宮 教義君） 関連でと今、申し上げたじゃないですか。同じような関連だから。

この10%はちょっと甘過ぎるんじゃないかということです。

それから次の4点目。このように大きい問題が起きたわけですから、早く対策を打たなければいけないと思います。今後の防止対策を、どのような体制を取っていくのかと、この4点です。  
以上。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 小宮議員の質問にお答えいたします。

まず、ちょっと私のほうの関連で、1点目と3点目についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の任命権者は誰かということなんですけど、職員に対しての任命権者は市長でございます。

それと、3点目の今回、実施いたしました管理職に対する部長、課長の処遇について甘いんじゃないかということなんんですけど、市のほうで、対馬市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例というのを定めております。これは、人事院規則にのっとって定めております。

その中で、管理監督職員の処分ということで、減給につきましては1日以上6月以下の期間、そして、給与の月額は10分の1以下に相当する額ということでうたわれておりますので、これにのっとって処分をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 御質問の2番目と4番目でございます。

まず、対馬観光活性化協議会の役員メンバーでございます。

会長に、一般社団法人対馬観光物産協会の会長になつていただいております。副会長が、対馬市商工会の会長。委員に、対馬市長、比田勝市長でございます。幹事に、一般財団法人対馬市国際交流協会の副理事長さんになつていただいています。あわせて、もう一方、幹事に長崎県対馬振興局管理部の部長ということで、そのほか事務局が、観光交流商工部の私が事務局長でありますし、観光商工課の課長以下がその事務職員ということです。

それから、今後の防止対策でございます。事件が発覚して、そういった、どう対応していくかということを日々、今、部内で検討を加えております。任意団体に対する会計事務管理という、その決まり事が全く甘かったということで、一つ一つ細かく精査もしていかなければなりませんけれども、まず、大きいところで言いますと、通帳関係の管理等はまずもって、通帳以外のキャッシュカードの作成はしない、暗証番号はつけないというようなことも始めて、あとは、課内の通帳等帳簿の所持ですけれども、もちろん印鑑等は別の体制で管理をいたしますし、月ごとにその所持を交代するとか、そういう職員間同士のそういうチェック機能、大本の通帳、印鑑につきましても、今、キーワードのキャビネットの中で全て管理するということを始めておりますので、まずもって全体管理はもう私のほうでやっていくというふうに考えております。

そのほか、定期監査にいたしましたが、これまで年1回ということでしたけれども、定期監査も年に2回以上、それから、月々の定期の監査にはなりませんけれども、第三者チェックの、そういう定期の監査を2か月に1回、1か月に1回というふうなことで、今、内部で調整して、そういったところも細かく取り決めていこうというふうなことで進めております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） では、また1点から4点までお尋ねいたしますが、第1点目のこの任命権者は市長なんですね。市長がこの方を任命したわけですね。

金額が6,000万ですが、もし、賠償をこの対馬市がするとすれば、今回の改正の、市長が100分の20、副市長が100分の15、これを6か月間、合わせてもわずか150万です。かなりの差があります。

それで、いつぞや知事選に出られた方が、退職金は要らないんだというふうなことでなられた方もおいでございますが、どうなんでしょう。この退職金、市長も副市長も入れて、退職金をこの返済に充てるべきじゃないか。そして、この改正案ですけども、非常に小さ過ぎてままごとみたいなものです。

それで、6か月間、市長も副市長も全額カット、それがこの金額に対する市の姿勢だと思います。どう考えておられるかということ。

それと、2点目のこの活性化協議会の分ですが、このメンバーはこの5人、お話をありました

が、この中にも市長がおられるんですね。これはダブルのミスです。

もし、対馬市が返済できないということであれば、この5名の方はもう、対馬を代表する企業等でもございますので、ここで、この5人の方で6,000万を銀行で借り入れて、そして返済をする。対馬市のお金が使えないときは、そういうことも考えていくべきだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

それと、3番目の、確かに課長とかの減給については条例で決めています。決めているんですが、もっと厳しくもできるんです。条例以外。これは、減給だからこうなるけども、停職というのもあるじゃないですか。一時停職をさせるということは、給料をそのまま払わないというわけですが、それについてはほかの地方公共団体もいろいろと対策を練っている分があります。

特に、地方公務員法で言う29条というのがあるんですが、これで詳細にわたって、こういう問題が起きたときのために詳細にわたって取決めをしておるんです。この29条のこの基準をつくるべきだと思います。

これは、ある地方公共団体のやつなんですが、というのは、この減給というのは、国の指針も一緒ですけども、例えば欠勤が、届出にした場合、10日以内は減給しますということなんです。今回も、6,000万円を横領されて、その監督責任がたったこの欠勤の10日以内のものと一緒にというのは非常にバランスが取れないと思います。

それで、先ほど申しました第29条の1項の規定を設けて、新たに責任の所在をはっきりするべきだと思います。

この地方公共団体の分は、指導監督の不適正については停職まで入っておりますから、そのような形で取決めをつくったらどうかと思います。

それと、この4番目ですが、今、るる説明がありましたけれども、市長のほうからもお話をございましたが、県や国とかの指導を仰ぎながら、今後この対策を取っていくということですから、その後は一日も早くまとめ上げて、そして国・県に報告ができるように努力していただきたい。

じゃあ、この1番から3番の分を。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、1点目の任命権者でございますけども、職員の最終的な任命権者は私、間違いありません。そういうことで私、最終的な責任者ということで、大変、市民の皆様には申し訳ないというふうに反省をしているところでございます。

それと、職員の分限の関係につきましては、先ほど総務部長のほうからも答えさせましたけども、対馬市のほうが今現在、定めております指針でございますけども、この指針につきましては地方公務員法に規定する懲戒処分を定めたものであります。その中で、管理監督者関係では、その所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その実態を隠蔽し、または黙認した場

合、これが停職または減給というふうになっております。

また、減給及び監督につきましては、その所属職員が懲戒処分を受けることに関しまして、その指揮監督に適性を欠いていたということで、今回の場合はこちらのほうが当たるということで、減給10%の6か月、これが今現在では一番重い処分ということになっております。

それと、私と副市長の関係でありますけども、私もこのことにつきましては、先ほど申しましたように責任を十分感じておりますので、これまで対馬市が合併をした以後でありますけども、どのような処分を自ら下されていたかということで調べてもらいましたけども、今回の20%の6か月というのは、これまでなかつたような処分ということで、そういうふうな形で上程をさせていただきました。

ただし、議員おっしゃられるように、退職金を全て出せということでありますけども、このことにつきましては、今回の知事選での、ある候補者の方は当初からそのような公約をされていたということは、私も理解はしておりますけれども、このたびの分で、私が責任を取らなくちゃならないということは重々理解しておりますけど、ただ私の場合も、この今現在、上程している20%の6か月削減の処分で皆様にお願いをしたいという思いを持って上程をさせていただいております。

以上であります。

その他の分につきましては、また担当部長のほうから答えさせていただきたいと思います。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（14番 小宮 教義君） いや、まだ答えるが。

活性化協議会がお金を借りて、返済のほうはどうなんですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 職員の不祥事に関する国家賠償法の適用ということで、せんだって議員全員協議会の折にも説明をさせていただきました中で、私の、不明瞭な説明にとどまったくために、議員の皆様には疑惑を生ずるような状況になっている件が1件ございますので、まず、今の私どもが補助金の受け皿として今回このような事件が起こった大本といいますか、その受け皿が対馬観光活性化協議会であったというふうにもちろん考えておりますし、そういう中でこのことが果たして職員による不祥事で国家賠償法の適用ができるのかどうかということを、改めて昨日、顧問弁護士のほうに確認をさせていただきました。

対馬観光活性化協議会の組織の解釈、そういうもののすべて含めて当事者の不祥事に対する本市の賠償責任が果たしてどこなのか。その状況の中で、これは公権力の行使に当たる公務員が起こした職務上の故意または過失として、観光活性化協議会に対して損害賠償を行う必要があるということで、国家賠償法第1条第1項の規定を適用するというようなことで、できるというよ

うなことで、顧問弁護士のほうから昨日説明をいただいております。

そのことに基づいて、これより対馬観光活性化協議会から損害賠償請求を受けた立場として、その金額を協議会のほうに賠償するというような、そういう事務の流れになっていくものと思つております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この一番の問題です。任命権者の責任ですけども、先ほど市長のほうから、合併した後のいろんな罰則関係を調べてみたけども、なかなか適用しないというか、今のこれが、それ以上の条件で適用したという話です。

調べたけど、今までそういうことがなかったということです。でも、今回はもう、予期せぬこと、これも全く知らない、次元の異なるものじゃないですか。だから、今まで調べてみたけども、適用するものはこのぐらいだと言われるけども、今回はそれと同様に異例のものだから、そこはこのぐらいのものじゃダメだと思います。考慮していただきたい。

それと、退職金の問題ですけども、今回は次、臨時議会があろうかと思いますから、そのときにでもはっきりと答えを出していただきたい。それがトップの取る責任だと思います。

それと、この国家賠償法に当たるというお話をされました、前回の協議会のときも私、お話をしたんですけども、対馬市の顧問弁護士というのは弁護をするための弁護士なんです。対馬市の弁護をするための。だから、この前お願いしておったのは、長崎県にも県の顧問弁護士がおられるんだから照会をしてくれという話もしております。

もう1回、照会をしていただいて、私どもの弁護士はこう言っているけれどもどうだろうかと、法的に対応できるのかと、後で住民監査請求されてくるのに対応ができるのか。そういうところの照会を次の臨時議会までにしていただきたいと思う。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 答弁はいいですか。

○議員（14番 小宮 教義君） 要らん。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 今的小宮議員の質疑とも関連をしますけど、少し違う観点から、開かれた市政という点でお尋ねをしたいと思います。

この議案第33号で、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正ということで、責任を感じて減額という提案がなされたわけですけれども、そのこと自体は責任はあるべきかということはいろんな考え方があると思いますけども、そこに至るまでの不祥事の発生の経過、それから、それ以後の市民あるいは議会に対する説明の在り方、そのことで私たちは今ここで初

めて、質疑の中で具体的に本会議の中で触れられたんですけども、それまでは議員に対しては全員協議会でその時点、その時点で説明がありました。それは聞きました。

ただ、市民のほうから見ると、全員協議会というのは見えないわけです。初めて今、本会議の中でこういう具体的な話が出てきているんですけども、市長及び副市長の減給について、具体的に触れる前に、市民に対しての説明、それはどのようなことが今までなされたか、これをまず確認したいと思います。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 決して、議員おっしゃられるように、開かれた議会ということで、私たちもこのことを市民に隠すとか、そういう意図は全くございません。

そういうことで、また臨時議会を開催の折に、そこら辺の詳しいことは説明もできるものというふうに思っておりますし、今日は、私が国のほうにおわびといった分は流れていません。そういうことで、そこはまた今度の臨時議会の折にでも詳しいことは流したいと思いますし、ただ、対馬市のCATVのほうでも、この市民の皆様へのおわびという形で、この状況は流しております。

それと、もう1点、今回この私と副市長の減給処分を上程した件に関しては、これは私と副市長の管理監督に関する処分でありまして、決して損害賠償責任に対するものではないということを御理解、お願いしたいというふうに思います。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 私、開かれた市政と言ったんですけど、開かれた議会という言葉は使ってないつもりでしたけども、一応、市民に対してはCATVで流れた内容、それから、ホームページでも記載がありました。ただ、それは不祥事が起こりました、申し訳ないですという程度の内容です。ホームページの文は、当初掲載されたときには見えましたけども、今は何か、昨日の時点では落ちているようにありました。まだ、載っているかどうか、ちょっと確認が私も今、できないんですが、いずれにしても、ホームページに載っておった市民へのおわびも数行程度でした。

今回の提案の基盤、前提となる事実のこととか、そのあたりについては、やはり市民にも分かりやすく説明すべきだと思うんです。今、議会で初めて、流れが少し見えて、今日のこの場で具体的な数字とか云々とかでできましたし、それで、やはり今回のこの上程については、小宮議員も言われたんですが、やはりもう少し経過と、そして本人の責任の、弁済能力、それから国から申し渡された、指導を受けたことへの対処あたりが出来上がってから上程されても遅くはないんじゃないかなと思います。その上で、議会も判断ができるんじやないかと思いますが、そのことについていかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） もし、このたび上程いたしました処分の内容がこれで不足というようなことであれば、私はまだこれを重くするということもやむを得ないとは思っております。

ただし、先ほどもこれ、申しましたように、今回は職員に対する管理監督の責任という範疇でありますので、そのことだけは早く、私としても議会のほうに上程をしなければならないという思いの中から、このたびこういうふうな形で上程をさせていただいたというところでございます。

そして、ホームページのほうの件については、総務部長のほうから答えさせます。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ホームページの件ですけども、当然、市長の挨拶文は載せたんですけど、ちょっと今、確認ができませんので、またこちらのほうで確認はしておきます。落ちているようだったら、再度載せるようにしたいと思います。（「議長、議案審議をやってください」と呼ぶ者あり）

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 私のほうから、今、お話もあっておりましたが、この今、議題とする33号の件でこういう話があつてあるわけですが、それは先ほどから説明を聞いておりますが、職員の不祥事に対してそういう処分をやつたということ、何の問題もないと思っております。

しかしながら、それに関連したいろんなもろもろが今まで出ましたが、ここでその話をするようになつたら、これはあくまでも不祥事に対して責任を取つたという形じゃないですか。その話を市長が明確にすれば、それ以上の話はする必要ないんです。

だから、そういう話がもう出た以上は、先ほど国家賠償が云々くんぬんちゅう話がなつたなら、皆さんが分かるように話をしなくちゃいけないじゃないですか。途中、途中の話じやなくて。あくまでも、議案上は不祥事に対して。しかしながら、その詳細の話になってくると、またいろんな意見が出てくると思うんです。

だから、ここは、物の順番の捉え方じやないんですか。だから、それと別個にしてもらわんと、市民は聞く権利があるんです。だから、私は冒頭に話しますように、何回も全協をやっていく中で、やっぱりこれは事前協議型って本当はいうんですね、先に出てくるものだからという話は認識がありながらこの話をしております。

だから今、言わはるよう、進行せんがために区切つてもらいたいんです。区切らないなら全部説明してくれませんか。その事の成り行きから、そうせんと、何を審議しようのか、よく分からないです。分かっていただけますか、ここ。

だから、今、何人の方が言われるけど、中身に入った話をされると、みんなが分かるように説

明してもらわんと、と思っておりますので、そこ、どうですか、市長。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほどから私もちよつと申し上げましたけども、要は今回のこの議案につきましては、職員の不祥事に対する管理監督責任を負うということで、このような議案を上程したところでございます。

そして、先ほど来から話があつてあります、この国家賠償法の関係とか、また国や県に対する返還金の問題等で、また改めまして臨時議会のほうを開催していただきまして、その際にまた詳細なところは説明ができるのかなと思っております。

ただし、今現在、警察のほうでも捜査が行われているということで、今現在、我々がつかんでいるのは、約131回にわたって引き出した。それが、総額約6,000万円の公金というようなところであります。

そういうことで、またそれ以外の詳しいというか、もう大体、それが主な内容になっておりますけども、その原因とかいうことになれば、先ほど国のほうでも説明してきた内容で、1人の職員が通帳を管理していたというようなチェック体制の甘さから、このような事態が起きたということで反省をしているところであります。

○議長（初村 久藏君） 議員の皆様にお願いいたします。一応、この件については、市長がさつき言いましたとおり、また後日、あの問題は臨時議会等で説明があると思いますので、よろしくお願ひいたします。できれば、午前中で……。

○議員（13番 波田 政和君） 議長、何で私の話を打ち切るの。

○議長（初村 久藏君） また質疑があります。一応、私の意見でそういう。どうぞ。

○議員（13番 波田 政和君） すみません、議長の職権を私が邪魔したみたいで。

分かりました、市長、先ほどの話のように、この案件はこの案件としてをせんと、るる説明するからこんなふうになる。だから、それを今後、気をつけていただきながらやってもらえば、次の展開があると思いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

できればこの件までしたいんですけど。（「休憩にしよう」と呼ぶ者あり）

議案第33号まで採決をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 12番、小田昭人君。

○議員（12番 小田 昭人君） 今回の事件で、国費については県を通じて、県から協議会のほうに入っておるみたいでございます。

それで、臨時議会で損害賠償の額の決定、それに伴う一般会計補正予算の提出があろうかと思  
いますけど、上程されてからは遅いですからお聞きしたいのは、国・県が3月いっぱいまで返せ  
と、ぜひとも返せというのか。いや、ちょっと捜査のメスが入っておるから、返還はするけど  
6月ないし9月まで待ってくれと、そういうことは言われないのか。市長の答えをお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私のほうから県のほうに、ちょっとおわびの電話を入れたときに言わ  
れたのが、やはり県としても不納欠損を起こすということで心配をされておりますので、3月い  
っぱいに何とか入れていただけないかというようなことを県のほうからは聞いておりますので、  
市といたしましても、3月28日に臨時議会を開催していただければ、何とかそこでタイムリミ  
ットで間に合うというようなことで準備しながら、そのお願いをしているところであります。

○議長（初村 久藏君） 12番、小田昭人君。

○議員（12番 小田 昭人君） 不納欠損じゃなくて、県に一時立て替えをしてくれと、後日、  
予算を組んで県に返しますということで、県のほうで国の分も含めて予算計上はできないんです  
か。お尋ねします。

○議長（初村 久藏君） 小田君、その話はもう一応、後日、またお願ひしたいと思います。一応、  
これだけ、33号の件だけで。

○議員（12番 小田 昭人君） 臨時議会で上程されてからは遅いからと思って、今日は質問を  
させていただきました。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 議運で審議したこの事項について、今日は会議に諮っていただき  
ておるわけですから、これを、賠償問題とか何とかを持ってくると、これ議題から外れるわけで  
す。だから、今日はまず、この本会議の中で、給与の問題についての議題を進めてください。議  
運の中でもそういうふうに考えておりますので、賠償問題については、後で臨時議会を開いて、  
しっかりと審議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（初村 久藏君） 分かりました。それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定し  
ました。

これから、討論、採決を行います。

議案第33号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立によって行います。議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。再開を午後1時10分からといたします。

午後0時13分休憩

-----  
午後1時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

-----

日程第15. 議案第34号

日程第16. 議案第35号

○議長（初村 久藏君） 日程第15、議案第34号、損害賠償の額の決定について及び日程第16、議案第35号、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま議題となりました、議案第34号及び議案第35号につきましては、水道局所管の議案でございますので、続けて、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第34号、損害賠償の額の決定についてでございますが、議案書11ページをお願いいたします。

本案は、被害者から水道水の止水依頼を受け、閉栓を実施しましたが、閉栓する家屋を誤ったため、被害者宅の家屋に漏水災害を与えたため、その損害を賠償するものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の誤った止水処理は、被害者から水道水の止水依頼を受け、現地で止水栓の閉栓を実施しましたが、後日、被害者から水道水の止水不良の通報により、隣接する家屋を取り違え、誤った水道水の止水処理を認識したものでございます。

宅内給水管の漏水災害ではございますが、止水依頼を受けた以上は、水道局側に責任があると判断し、被害者相手方双方で復旧工事の範囲を協議し、家屋復旧費65万4,038円で被害者相手方と協議が整っております。

次に、議案第35号、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、今回の補正は、水道止水栓閉栓誤りによる漏水災害に対する損害賠償費の追加によるものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和3年度対馬市水道事業会計予算第3条、収益的支出の予定額を第1款水道事業費用9億7,884万円と定めるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

今回の補正は、被害者相手方から水道水の止水依頼を受理し、閉栓を実施しましたが、閉栓する家屋を誤ったため、被害者宅の家屋に漏水災害を与えたため、家屋の復旧費として24節補償金65万5,000円を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第34号及び議案第35号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） すみません。何か今回は、この損害賠償が多いようでございますけども、この第34号議案について、個人の家が漏水をしたんだと、それに対して市が賠償するんだという案件なんですが、このメーターを取り外した間違いとか、それ入れると非常にこう混乱ですけども、まず、そのメーターの取替え関係は、まず考えずにですよ、まず確認をしたいと思うんですが、今までどおりに水道を使っておったんだと、そして、昨年の7月20日に家主さんのほうから電話があって、水道を止めてくれよという電話があったんですよね。

そして、その約2か月後、9月の14日に再度、家主から電話があって、止まってないじゃないかと、水道が。ということで、担当の方がすぐその日のうちにやって、午後2時頃止めたという流れでよろしいんですよね。分かりました。

で、ちょっと4点ぐらいお尋ねしたいんですが、ここに、この損害賠償審査会という、今度、新しくできて、それで金額がちょっと50万超えるんで、今回これに、審査会にかかるわけですが、この審査会の対馬市損害賠償審査会の審査についてという資料があるんですけども、これの中ほどに審査結果の報告ということで、市の損害賠償の有無について、市が責任を持つのか持たないのかという審議をされております。

その中で、中間ぐらいにこのような文章があるんですが、既に室内漏水状態であった。被害者所有住宅は、だから、もう既に漏水をずっとしておったんだということですよね。

そして、さらなる漏水により、ちょっとここ、よく分からんんですが、さらなる漏水により住宅内に被害が生じたんだと、そして、被害者は豊玉水道事務所に止水を、止めるように連絡したことから、所有住宅の止水処理は終了し、漏水は止まったと認識することは当然であり、被害者に責任はないんだけど、以上から本件は市に損害賠償の責任を有するものである、というふうな審査をされております。

そこで、この文章なんですけれども、既に漏水状態であった被害者住宅は、誰がこの漏水したときに、その漏水を止めなければならなかつたのか、ということですね。

そして、2番目なんですが、さらなる漏水とは、どのような漏水なのか。これは補償の問題ですから、さらなる漏水とはどのような漏水なのかということですね。

それと、これは確認です。ここに対馬市の水道条例というのがございます。この中に、いろいろな設定があるんですが、この中に、給水装置という定義がございます。これは、皆様の家もそうですけども、市道とか公道から水道を引くわけですけども、公道にあるものを、この用語でいふと配水管というそうです。配水管からそれぞれの個人の敷地の中に水道管を引くわけですが、そしてメーターを設けたりします。そして、各家にはいろいろな水栓がついてます。シャワーもあるでしょう、いろいろなものがあるんですが、それまで、要するに、給水装置というんですが、給水装置は管理者の設置した配水管、先ほどの市が持つておるものですね、から分離して設けられた給水管及びこれに接続する給水用具をいうということです。

だから、本管から全部敷地の中に、道路から行った分については、それを給水装置というそうです。当然、市のメーターは貸与しておるわけですから、貸し与えています。というふうな給水装置の定義がなされております。

それと、じゃあ、その給水装置をどのように管理するのかというのは、この給水装置の管理ということで、8条には、このようにうたっておられます。「給水装置の使用者」、持ち主、この家主ですよね、「使用者は水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に」、建物なんかの全部の分ですよ、「装置に異状があると認めたときは」、多分漏水とか、こういろんな器具が壊れたとかですね、「異状があると認めたときは、直ちに修繕」しなさいよと、使用者ということですよ、持ち主はしなさいよというふうな条例が設定をされておられます。

それで、以前、全協でもらった資料があるんですが、これの4ページに、この水道の使用状況があるんです。これを見てみると、令和、ずっと水道を使ってないんですね、この収納状況一覧表ということで、このメーターの使用量がずっと載っておるんですが、令和3年の5月、これは年度だそうです。令和3年度だから、5か月間分なんですが、これは水道のメーターが動いてませんよというふうな資料なんですが、本当に漏水をしたんかなと思うんですけども、この資

料から見ると。なぜゼロなのかということですね。

それと、7月の20日に家主から電話があったときに、水を止めてくれという連絡がありましたよね。そのときに、ただ単なる止水、水を止めてくれということなのか、それともメーターそのものを撤去してくれということなのか、その辺の区分をちょっと、先にお尋ねをいたします。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ちょっと質問が多岐にわたりまして、ちょっとお答えするのがあれなんですが、まず1点目の、さらなる漏水があったのかということなんですが、もともとの漏水の確認そのものがでけてなくて、実際のメーター器を止水した、止水後のメーター器のカウントのみしか確認をしていない状態でございます。ですから、元の、漏水がどれだけあったかというのは、ちょっと確認をしてない状態でございます。

それと、給水装置につきましては、個人の資産でございますので、条例上にありますように、設置者、管理者のほうで管理をしていただくという形に考えております。

それと、5か月で使用量はゼロということのことなんですが、水道局のほうでは、漏水負担軽減のために、その漏水箇所が確認された場合につきましては、過去の漏水水量に、合わせて超過量を減じるという形の分の漏水水量の調整を行う軽減措置を行っておりますので、その分で使用水量というのがゼロという形であります。

○議員（14番 小宮 教義君） 1番目のその、ずっと漏れよったところ……

○水道局長（立花 大功君） 7月20日の時点での止水という形の分ですが、通常であれば、使用が少ないという形で、料金を止めるための止水ですね、料金を発生しないための止水という判断をしております。

○議員（14番 小宮 教義君） 今まで漏れよったけれども、その漏れよったのを止める責任は誰にあるのかということですよ。今まで漏れよったとすれば、その、7月20日前……

○議長（初村 久藏君） 小宮教義君、発言するときは举手をしてください。

○議員（14番 小宮 教義君） はい。申しわけない。

○水道局長（立花 大功君） 7月20日の段階では、水道局といたしましては、止水、水を止め るための行為、そういう形でしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） いや、私の言い方が非常にまずいんで、もう、3回しか私も言 いませんのでね。

7月の20日に行ったときには、電話があったときには、既に漏れよったんですよね。ですよね。その2か月ぐらいで、たった2か月ですよ、その、管が腐ったりしないじゃないですか。

たった2か月ぐらいで。7月20日に電話があって、止めてくれって、まあまあ、止めなかつたんでしょう。そして、9月14日に行ったときにはもう漏水しとったんだと、既に。2か月ぐらいで、市の持ち分とする2か月ぐらいで、その、管が腐るわけはないと思うんですが。で、その以前に漏れとったのは、誰が直す責任があるんですかという、私は、一番最初にお尋ねしたんですよ。

そして、この2番目の、さらなる漏水とはどういうふうな漏水なのか。多分、以前、漏れとつたんだから、その管から、その2か月間、2か月間、水が漏れよったと思うんですよ。多分、それがさらなる漏水だと思うんですが、この原因によって、さらに被害が拡大したので、市が責任を取るというんです。よろしいですか。

言われるように、メーターを取り替えたのは平成29年9月ですよね、それからずうっと昨年まで、3月9日までは、月に直すと49か月あるんですよ。そして、わずか2か月の間、市が言われる、止めなかつたという2か月の間、これは、全体ですると、約4%ぐらいしかないんですよ。あの96%は以前から漏れとったじゃないですか。

で、先ほど私が確認をさせてもらったのは、この8条には、よろしいですか、提供を受けている水又は給水装置に異状があるときには、直ちに修繕しなさいよと、それは自分の家ですもん、自分で直してもらわんと、そのような条例じゃないんですか、この8条というのは。その辺、もう一回、答えてくださいよ。

それと、先ほど、ちょっとようと分からん、私も分からないんですが、メーターを取り替えた、この水量がゼロというのは、メーターを間違えたんで、その間違えたメーターの資料がこれなんですね。だから、本来、漏水した部分のメーターの資料じゃないんですね、これは。ですよね。ゼロなんだから、これは、資料は。水は漏れてないじゃないですか。

だから、実際は別のメーターで漏水をしようたっちゅうことでしょう。じゃあ、別のメーターはどのように点検しておったんですか。この水道の条例によると、1か月に1回、日にちは各1日から6日くらいですか、この規則載ってますけども、その間に、皆さんもそうですけども、水道量を量ったときには、ポストに入ってるんですよ、毎月毎月、名前まで書いて。で、実際に、これは水漏れしていないということならば、実際の、その水漏れした水道、これはどのように管理してあったんですか。この3年も4年の間に。一番肝心なのはこの8条の分ですよ。この、単に自分の、漏れたら自分で直してもらわんと、8条の関係はどうなるんですか。

それと、さっきの、あれも回答が来てませんでしたね。4番目の、これは、止めろと言ったときには、ただ単なる止水なのか、メーターの取替えを、撤去関係の指示だったのか。文書からするとメーターだけです、止水だけですよね。撤去じゃないからね。撤去になれば、また別の文書作らんといかんので。

さらに、撤去だけならば、その水が水道、来よるんだから、同じように家の中は管理者が管理しなければいけないんで、使用者が。そうすると、やはりこの8条でいう、それを止める止めない関係ないにして、8条にいう、その使用者の管理責任があるんじゃないんですか、8条絡みが2つ、返答。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） まず、給水管の漏水箇所につきましては、個人の財産ですから、個人が復旧されるという形ですね。

それと、さらなる漏水ということなんですが、漏水の、いつ始まったかというのはちょっと確認しておりますんで、さらなる漏水というのが、ただ単に7月20日から9月までの間に漏水が広がったという捉え方をしております。

それと、メーター器の確認なんですが、実際、別の、誤ったところのメーター器につきましては、長期空き家ということで、検針委託料の軽減措置として検針をしてない状態でございます。

8条関係についてということなんですが、あくまでも本案は水道局のほうで止水依頼を受けて、その止水の誤りという形の分で考えておりまして、実際、水道局の業務の規則の中には、「職務上の命令に従い、職務を行うこと」ということがありまして、また、地方公務員法では、35条の職務に専念する義務といたしまして、水道水の止水、閉栓行為は水道の職責にあるという判断をしておりますので、今回、あくまでも誤って止水処理を行ったことに対する市側の責任というほうに考えております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） いや、私、先ほど言ったのは、この8条には、自分の家は自分で、漏れたときには直しなさいよということをうたってあるじゃないですか。今回は、この漏水も、今回はこれに適合するじゃないですか、常識的に考えてですよ。漏水はこの8条では、すぐに直しなさいよというふうになっている、それも使用者が直しなさいとなっているんですから、既に漏水をしとったとしても、直す責任はその使用者にあるんですよ。こういうことしたら、勝手に家が漏水しそうたら、水道局に電話して、あんたたちが補償するということになりますよ。そうしないためにもこの8条があるんですよ。そうなんですよ。

だから、今回は——それと、先ほどのこの4ページの分なんですが、ここでは、一番、表の資料は止めた日にちは、すみません、止めた日にちの確認されたのは、これでは7月の20日に連絡があつて止めたということですよね、基本的には、止めてないかもしれないが。この報告書を見ると、止めた月日は横に載つるんですけど、これは令和3年の7月19日ですよ、本文は7月20日。そして、実際に詳しくこう調べたこのデータは7月の19日、1日前になつとるん

ですよ。こんな、議会に出すいい加減な資料で信用性はないですよ。

だから、今回の漏水においては、これは、先ほど言った、水道条例の8条にあるように、自分の家で漏水したものは自分の家で直してもらわんと、そういうふうになつたるじやないですか。

本当、もう、何か幾ら言うても一緒のような気がしますけど。そういうふうなことになっておりますんで、払う必要はない、払うなら水道局長が払ってください。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ちょっと先ほど、水道局長の答弁に補足をさせていただきます。

さらなる漏水というところの御指摘がありましたけども、たしか全協の際にも説明してたんじゃないかなと思っておりますけども、今回、損害賠償の補償をいたします65万4,000円以外に、自分のところで既に漏水があつてた部分の腐食等は補修をするというようなことで、金額は分かれているというようなことで、新たにその起つた部分のところで、この今回の損害賠償額65万4,000円をしたいというようなことでございますので、そのところについては御理解をお願いしたいなと思います。

○議長（初村 久藏君） あと一回ですね、簡単にお願いします。

○議員（14番 小宮 教義君） あれですよ、自分で漏らしたものについては、漏水については自分たちでしなければいけない。しかし、たつた2か月ぐらいですから、さつき言つたように、建物自体は幾ら止水を閉めようが閉めまいが、建物は使用者、家主がいるんですよ。それが条例でうたつてあるじゃないですか。すぐに修繕しなさいと、早く修繕しとつたらこういうことはないんですよ。8条違反です。水道局長が支払うように。

以上。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。12番、小田昭人君。

○議員（12番 小田 昭人君） 今、水道局長が回答されましたように、地方公務員については、地方公務員法第35条で、職務に専念する義務があります。今回の場合は、閉めたことは閉めたけど、違うところを閉めとつたって、これは職務怠慢です。

こういう職務怠慢については、行政実例を見てみると、職員と自治体がおのおのの負担をしておる実例が多数あります。2分の1、2分の1ということで、やっぱり職員も地方公務員法に定められた職務に専念する義務がありますから、今後このような間違いがないようお願いしたいと思います。答弁は要りません。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第34号、損害賠償の額の決定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

次に、議案第35号、令和3年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第36号

○議長（初村 久藏君） 日程第17、議案第36号、令和4年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました、議案第36号、令和4年度対馬市一般会計補正予算（第1号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、現在、長崎県が実施しているPCR等検査無料化事業が令和4年3月31日で終了予定のため、4月1日以降、同事業を市が実施するための経費を計上するものでございます。予算書の3ページをお願いいたします。

令和4年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第

1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ312億8,440万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページ、4ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,240万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4款衛生費1項保健衛生費は、PCR等検査無料化事業補助金3,235万1,000円及び事業実施に係る光熱水費等負担金4万9,000円を計上しております。

事業の内容につきましては、別途参考資料タブレットに掲載しておりますが、事業実施期間は令和4年4月1日から令和4年5月31日までの2か月間及びその間以外で市長が必要と認める期間とし、計4か月分の経費を計上しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） この無料PCR検査については、始まっていることは市民の方も御存じかと思うんですが、まず、相場感が分からないとこれでいいかどうかなかなか判断がつきませんので、単価が大体幾らなのか、それからどれくらいの人が受けるのを想定しているのか、その辺りをお聞かせください。

国、県、市の負担割合は、これ、国費全額なんでしょうから間違いないと思いますので、1回、大体どのくらい税金がかかるのかということをまずお聞かせください。

それから、もう既に始まっている分について、お尻は、最後はいつでもいいですでの、近日中の何月何日から何月何日までこの無料PCR検査を何人、何件受けたのか、そしてそのうち陽性判明者数が何人だったのか、そして陽性判明者に伴うその濃厚接触者数が何名だったのか、その接触者数のうちの陽性判明者数は何名だったのか、お聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 脇本議員の質問にお答えいたします。

まず、金額についてですけど、今現在、実施している事業者から見積書を取っております。

2か月間で1,617万5,000円です。

それと、現在の状況でございますけど、1月6日から3月8日まで、62日間の分を聞いております。この間の検査実施数が682件、1日当たり約11件ということです。

それと、陽性者の数も一応確認はしたんですけど、非公表ということで教えてもらえませんでした。ただ、数例、陽性者が確認されているということです。

この検査で陽性者が確認されれば、病院のほうで最終的な診断をもって、それから保健所のほうに通報する流れになっているようです。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） そしたら、大体何人ぐらい受けるかというのが、ちょっと、予測しているのかという、これもなかなか難しいことでしょうけど、予算を立てる上では積み上げですから、してるはずなんですが、これでは総額は分かってもその単価が大体分からないですよね。大体、そのくらいでいいのかどうなのか、皆さんも相場感があると思うので、単価が大体どのくらいに設定してこの総額になっているのか教えてください。

それからもう、との分については非公表ということですので、ここで止めときます。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 検査の単価でございますけど、1件当たり6,050円でございます。

それで、検査件数は2か月で1,220件、1日20件を想定をしております。

以上でございます。

○議員（9番 脇本 啓喜君） はい、分かりました。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第36号、令和4年度対馬市一般会計補正予算（第1号）については、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 同意第7号

○議長（初村 久藏君） 日程第18、同意第7号、対馬市教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第7号、対馬市教育長の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現教育長の永留和博氏が令和4年4月30日をもちまして任期満了となりますので、後任として、対馬市美津島町雞知甲550番地8にお住まいの中島清志氏（60歳）を教育長に任命したく、議員皆様の同意をお願いするものであります。

同氏におかれましては、昭和60年3月に長崎大学教育学部を卒業後、教員としての道を歩まれ、雞知中学校校長として現在に至っておられます。

その間、学校現場のみならず、平成27年4月から2年間を対馬市教育委員会学校教育課指導主事として、引き続き、平成29年4月から2年間は学校教育課長として勤務された経歴もございます。また、令和3年4月から対馬市校長会会長の任に就かれ、小中学校教育の振興を期するために、学校経営の諸課題について取り組まれております。

人格が高潔で教育行政に関する識見も有する方でありますので、教育長として適任と考え、議会の同意をお願いする次第でございます。

なお、任期は令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間となっております。何とぞ御同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。同意第7号、対馬市教育長の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。同意第7号は、同意することに決定しました。

---

### 日程第19. 同意第8号

○議長（初村 久藏君） 日程第19、同意第8号、対馬市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第8号、対馬市教育委員会委員の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現任の佐伯康弘氏が、令和4年4月30日をもちまして任期満了となりますので、引き続き教育委員としてお願いするものでございます。

同氏につきましては、今さら申し述べるまでもなく、議員皆様も既に御承知のとおりでございまして、平成26年5月から教育委員として御活躍いただいております。本市の教育行政に対し、これまでの経験と実績をさらに発揮していただくため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年5月1日から令和8年4月30日までの4年間となっております。何とぞ御同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 私もこの方、本当に適任の方だというふうに感じております。

ただ、前回も教育委員の選定のときとかにも申し上げたのですが、こちらに3月8日の長崎新聞があるのですが、これで女性の審議委員会とかのどれだけ人数が増えてきているかというランキングが載っています。鳥取県が全国、断トツなんです。これがやっぱり前片山知事、それから今の平井知事がこれを、女性の県の職員の管理職の登用も進めてきましたし、ここに書いてあるように、男女共同参画審議会の委員は、男女いずれか一方が4割を下回らないというようなルールまでつくって、女性の審議委員を増やそうという動きをしております。

今回、この方は本当にすばらしい方ですので、私も賛成しますが、今後、いろんな委員会、こういう審議委員会のときに、今、申し上げたように、女性が審議委員になれるような、そういう取組をお願いしたいと思うのですが、今、そういうふうに取り組んでいるような事例があればお

聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今現在、教育委員に1名、女性を登用させていただいておりまして、実はまた明日、市の内示のほうも発表いたしますけども、女性課長をつくりたいと思っております。そういうことで、今後もできる限り女性も登用していきたいと思っておりますけど、ただ、どうしても女性の場合、あまり上げ過ぎると途中でちょっと待ってというようなところがありますので、当然、辞められたらちょっととかなわないという思いも持っておりますので、そこら辺をいろいろと調整しながら、できる限り女性も登用していきたいと思っております。

先ほどの第8号の理由の任期でございますけども、令和4年5月1日からということで、ちょっとこれを何か、令和5年と言ったということでございますので、申し訳ございません。ここに訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） いろいろ、それぞれ女性職員の事情もあると思います。その中で、鳥取県の女性管理職になられた方のコメントが「無理に管理職に押し上げるのではなく、着実にステップを踏ませてくれた。これで私は今、管理職になれているのだ」というようなことも言っています。ちょっと、この審議委員のやつは違いますが、同じようにこういう審議委員会にも女性の数が増えていくように努めていただきますようにお願いして終わります。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

同意第8号、対馬市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第8号は、同意することに決定しました。

---

## 日程第20. 発議第1号

○議長（初村 久藏君）　日程第20、発議第1号、ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君）　ただいま議題となりました発議第1号、ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について、提案理由を御説明申し上げます。

それでは、発議文を読み上げ、説明に代えさせていただきます。

発議第1号、令和4年3月17日、対馬市議会議長、初村久藏様、提出者、対馬市議会議員、船越洋一、同賛成者、同上野洋次郎、同小田昭人、同春田新一。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議（案）。

国際社会が軍事衝突回避に向けて外交努力を重ねているにもかかわらず、ウクライナへの侵攻を開始したロシアの行動は、国連憲章にも定められている基本原則である主権の尊重及び国家の領土の一体性に対する重大な違反であるとともに、武力による一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を脅かすものとして断じて容認できない。

1905年、日露海戦が対馬北部の殿崎沖で繰り広げられました。その際、当地に流れ着いた敵であるロシア負傷兵を地元西泊地区の住民は、手厚く介抱しました。翌朝、ロシア兵が当地を去る折には深い感謝の意を表したそうです。その後、地区住民はその義行を後世に継承するため記念碑を建立し、毎年、犠牲者の慰靈を続けています。この行為は、決して自国の勝利を祝うものではなく、ひとえに世界の平和を希求する尊い行為にはなりません。しかし、今回のロシアの愚行は、対馬市民の世界平和を祈念する思いに対する著しい背信行為であり、激しい憤りを禁じ得ません。

また、プーチン大統領はウクライナへの軍事侵攻に際した演説において、核兵器の使用を示唆する発言をしており、国際社会が「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を続けている中、全世界の核廃絶と平和への願いに反する行為であり、被爆国、被爆県長崎の一都市として厳重に抗議する。

よって、本市議会は、国際社会を無視し、核の威力を背景としたウクライナ侵攻に対し、厳重に抗議し非難するとともに、ロシア軍が即時に完全かつ無条件で撤退するよう強く求めるものである。

また、政府においては、日本国憲法の平和理念に基づき、核兵器による惨禍を再び繰り返さな

いよう、あらゆる外交手段を駆使し、国際社会と緊密に連携しながら、世界平和の実現に全力を尽くし、ロシア軍の即時完全撤退を求めるよう強く要望する。

以上、決議する。令和4年3月17日、対馬市議会。

以上のとおりであります。御賛同賜りますようよろしくお願ひをいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（初村 久藏君） 日程第21、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員長、厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から、閉会中の継続調査の申出があつております。

お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。着席のまましばらくお待ちください。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

ただいま小宮教義君ほか2名から、発議第2号、敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書が提出されました。

お諮りします。本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

---

### 追加日程第1. 発議第2号

○議長（初村 久藏君） 追加日程第1、発議第2号、敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） ただいま議題となりました、発議第2号、敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

今日の世界状況を鑑み、日本国の大衛権の安定確立のために提出をいたします。

では、説明をさせていただきます。

発議第2号、令和4年3月17日、対馬市議会議長、初村久藏様、提出者、対馬市議会議員、小宮教義、賛成者、同上野洋次郎、同大浦孝司。

敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書（案）。

国境離島の対馬は、朝鮮半島のすぐ下、僅か49.5キロメートルに位置する。古来より日本国の防衛の最前線であり、飛鳥時代には中大兄皇子が大陸からの侵攻に備えて築いた日本「最強の城」と言われる古代山城、国の特別史跡の金田城跡を有する。

今、東ヨーロッパでは、ロシアが隣国ウクライナに武力侵攻している。国際法を無視、国際社会に対する挑戦である。

ウクライナは遠い国の話ではない。北朝鮮は先日もミサイル発射、世界を威嚇する。また、中国による尖閣諸島問題など、アジアは不安定な要素を抱えている。国境離島に位置する対馬は、本土との距離が違う。自分たちの国は、自分たちで守らなければならない。

よって、ここに、敵基地攻撃能力を早期に実現し、国境離島の安全の確保を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年3月17日、長崎県対馬

市議会。提出先、内閣総理大臣、岸田文雄殿。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

発議第2号について、まず反対討論はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 敵基地攻撃能力の早期実現を求める意見書（案）に対する反対討論。

標記意見書（案）に対して反対討論を行う前に、大前提として、歴史上、戦争は自衛の名の下に開始されてきたことを我々は決して忘れてはなりません。

では、ただいまから主に以下の5つの理由から反対討論いたします。

1、憲法第9条の明文改正がままならないことに端を発した、自衛権を逸脱した軍事行為を解釈によってねじ曲げて強行しようとするものであり、承服できないこと。

2、敵基地攻撃能力とは、どこまでの範囲を指す能力を意味するのか明確に示されていないこと。

3、上述2に付随して、防衛予算が際限なく肥大しかねない危険性があること。

4、陸海空の自衛隊基地を有する自治体であることから、他の自治体以上に在駐自衛官、自衛隊員のみならず、市民までも危険に冒す可能性が著しく高まるこ

5、敵基地攻撃能力保持の是非は、高度な政治性を有する国家行為に関わる判断を伴う案件であり、到底、一地方議会レベルで軽々に結論づける案件ではないこと。

詳細は、添付の反対詳細理由に譲ります。

私は、憲法第9条があれば、日本は大丈夫などと思っているわけではありません。現に、国境離島新法が制定されたからといって、これをうまく活用できなければ島民の生活は豊かにならないことを、我々は、対馬市民は身をもって学んでいます。

また、抑止力を含め、軍事力を相当程度有していたとしても、パワーバランスが崩れたり、国際社会の動搖の隙について平和がもろくも奪われることを、今回のロシアのウクライナへの軍事

侵略によって、我々日本人も改めて認識させられました。つまり、何でも話し合いで解決しないでいい、子供の頃から教えられてきたことは、社会において非現実的な側面があることは誰もが否定できないでしょう。人類は、話し合いで暴力でも戦争をなくすという解決ができていないことは、歴史が物語っています。

一方で、暴力や戦争が人類間の争い事にある一定の決着をつけてきたことは、紛れもない事実だと認識しています。

このたびの発議案件に関して、私は、特に上述した4つ目の対馬市民の安心・安全な生活の保障と、5つ目の到底、一地方議会が軽々にこの是非を結論づけられる案件ではないことを強調し、反対討論を終わります。

御出席の議員各位におかれましては、反対討論の趣旨を御理解いただき、当発議案を否決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） そしたら、反対討論を。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） ただいま小宮議員から提案がありました意見書について、私も反対の立場から討論をさせていただきます。

今般のヨーロッパでのロシアの侵攻、これは私が一般質問の折にも申し上げましたが、国際法上も許されることではないし、絶対認めるべきことではないということは、一般質問のときに申し上げたとおりです。それから、北朝鮮の度重なるロケット、あるいは、名称いろいろありますが、野蛮な行為に対してのことも憤りは感じております。

ただ、このことで敵基地攻撃能力の早期実現ということになりますと、これは国の段階で憲法の理念、専守防衛の考え方、これは日本の国が今まで取ってきた政策ですが、このことについてのまだ国段階でも、このことをどう取り扱うかは議論があつてあるところです。この中で、一自治体でこのことを取り上げることについては、私は時期尚早だというふうに考えております。

よって、私も反対の立場であるということをここに討論いたします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山莊太郎君。

○議員（2番 陶山 莊太郎君） 私も反対討論を述べさせていただきます。

敵基地攻撃能力というのは、自衛のため、今、討論されているごく一部でしかありません。根本となるべきものは、国家安全保障戦略の見直し、これが実現されないと、その内部である、その中の要素である敵基地攻撃能力、これも文言がまだ決定しているわけではありませんが、そこを早期の実現という段階には時期尚早だと考え、反対させていただきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかにないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） これで討論を終わります。

これから採決をします。

この採決は起立によって行います。発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（初村 久藏君） 起立少数です。発議第2号は否決されました。

お詫びします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

---

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

ここで、このたび勇退される永留教育長から挨拶の申出があつておりますので、これを受けます。教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 御挨拶を申し上げます。

このたび4月30日の任期満了をもちまして、教育長を退任することになりました。

平成28年5月から2期6年の長きにわたりましたが、皆様方の御厚情により、微力ながら任期を全うすることができました。

振り返りますと、この6年間で教育環境は大きく変わりました。子供たちへのよりよい教育環境を整備するという大切な使命の下、学校の統廃合を行いました。大調小学校、小綱小学校、南小学校、浅海中学校、佐須中学校の統合に関わりました。そういう中、閉校式ではいつも申し訳ない気持ちでいっぱいでした。子供たちの将来を最優先にして、苦渋の決断をしていただきました保護者や地域の皆様に、この場をお借りし感謝とお礼を申し上げますとともに、児童生徒の皆さんのおますますの御活躍を願っております。

また、エアコンの設置、タブレットの1人1台配付、トイレの洋式化など、多額の予算を要する事業につきましても、子供たちの将来のためにという比田勝市長の思いと、議員皆様の御理解により整備することができました。整備された教育環境の中で、子供たちがますます学習やス

ポートに頑張ってくれることを期待しております。

定例市議会には、23回出席させていただきました。初めて出席した6年前の6月定例会で、緊張のあまり背中から冷や汗が流れたことは忘れません。議員皆様の御質問に十分な答弁はできなかつたとは思いますが、皆様の御支援により教育行政を進めることができました。

今後も、巣原小学校の建設問題、特別支援学校小学部・中学部の設置問題、社会体育施設の見直し、文化財の保護・保存整備など、教育行政にも多くの課題が残っております。後任の教育長に引き継ぎますので、御支援のほどよろしくお願ひをいたします。

結びになりますが、対馬への思いが強い比田勝市長の下、教育長の仕事をさせていただきましたことに感謝を申し上げます。また、御指導、御支援をいただきました議員の皆様をはじめ学校関係者や市民の皆様、市長部局の皆様、教育委員会、事務局職員の皆様に感謝を申し上げ、退任の挨拶とします。6年間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（初村 久藏君） 永留教育長におかれましては、長きにわたりふるさとを誇りに思う子供の育成に多大なる御尽力をいただきました。深く敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも、郷土対馬市の発展のため、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。本当に長い間、御苦労でございました。ありがとうございます。（拍手）

市長から挨拶の申出があつておるので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 第1回対馬市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例化におきましては、2月24日から22日間にわたり、慎重に御審議いただき、御提案申し上げました全ての議案について御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

本会期中、懲戒免職に至りました職員の不祥事につきまして、市民の皆様、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしますことを心からおわび申し上げます。また、市政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを深く反省しております。

その発生責任の重さから、当該職員を管理監督する立場にあった部長及び課長に対し、3月11日に減給の懲戒処分を行い、本日、私自身及び副市長の給料減額のための条例の一部改正議案も議決をいただきました。

この事態を重く受け止め、再びこのような不祥事を起こさぬよう、全職員に対し公務員としての自覚を促し、法令の遵守、服務規律の徹底を図り、市民皆様の信頼回復に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン3回目接種についてでございます。

長崎県内全域のまん延防止等重点措置の適用は、3月6日で解除されましたが、本市におきましては、いまだ感染者の確認が報告されており、引き継ぎ予断を許さない状況でございます。

このような中、ワクチンの3回目接種は、発症予防、重症化予防の要となるものであり、現在、全力で取り組んでいるところでございます。

3月13日現在の接種状況でございますが、18歳以上の2回目接種完了者2万2,805人のうち3回目接種完了者は1万1,527人、接種率50.5%となっております。

なお、65歳以上の高齢者の接種率は77.7%となっております。

本市では、医療機関での個別接種はファイザー社ワクチンを、集団接種は武田モデルナ社ワクチンを使用して取り組んでまいりました。これまでファイザーとモデルナがほぼ半分ずつ配分され、ファイザーを使用する個別接種は予約が埋まりつつあるとお知らせしてきたところでございます。

3回目接種は現在、18歳以上を対象に行われていますが、今般、厚生労働省から全国自治体に対し、早ければ4月から対象年齢を12歳以上に引き下げ、12歳から17歳までに対してはファイザー社のワクチンを使用する見通しとの通知がございました。

しかし、この年代に対するワクチンの追加配分は予定していないということであり、現在、供給されているファイザー社のワクチンの中から、この年代に使用する量を確保することや、接種券の発送の準備に取りかかっているところでございます。このような状況であるため、4月以降の個別接種について、集団接種と同様にモデルナ社のワクチンを使用して実施することといたしました。御理解いただきますようお願いいたします。

今後のワクチン接種の予定につきましては、現在、対馬市CATV、対馬市ホームページ等でお知らせしております。市民の皆様におかれましては、接種券が届きましたら、お早めのワクチン接種について御検討ください。

また、引き続き市民の皆様には、外出や会話をする際はマスクを着用し、消毒、換気など感染予防を徹底していただき、感染予防、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

終わりに、議員皆様をはじめ市民皆様方の御健勝と、ますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（初村 久藏君）　閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

令和4年第1回定例会は、議案全般にわたり、熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、職員の方々の御協力に対して心からお礼を申し上げます。

審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

この3月で退職される職員におかれましては、長い間、市行政に貢献をいただきまして心から感謝を申し上げます。退職後も市政運営に御協力いただきますよう、お願いを申し上げる次第であります。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶いたします。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第1回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時38分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 初村 久藏

署名議員 波田 政和

署名議員 小宮 教義

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員